

官報

大蔵省印刷局発行

目次

省 令

○農林水産省令第五十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年七月二十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中「別表二」の下に「及び別表三」を加える。

第三十五条の四第一項中「別表二の二の項の地域の欄に掲げる地域内にあるとうが、すいか及びかぼちやの生果実並びに同表の五の項の地域の欄に掲げる地域内にあるさつまいも属植物の生葉及び生塊根等の地下部(さつまいもの生塊根であつて次条第一項の消毒の確認を受けたものを除く。並びにこれらの容器包装を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表二の一の項及び二の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物及びこれらの容器包装

二 別表二の三の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物の欄に掲げる植物

第三十五条の四第二項中「及び」を「又は」に、「当該植物の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項各号に掲げる植物又はその容器包装について、当該植物の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。

二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。

第三十五条の四第三項中「及び」を「又は」に改め、同条第六項中「附着」を「付着」に、「ウリミバエ」を「別表二の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物」に改める。

第三十五条の五第一項中「別表二」を「別表三」に、「トマト、パイヤ、ボンカン、ネットメロン、いんげんまめ、ピーマン、マンゴウ及びにがうりの生果実、さつまいもの生塊根並びに」を「植物の欄に掲げる植物及び」に改める。

第三十五条の六中「別表三」を「別表四」に改める。

第三十五条の七第一項中「別表四」を「別表五」に改め、同条第二項中「有害動物」の下に「又は有害植物」を加え、「別表五」を「別表六」に改める。

第三十五条の九第一項中「付する」を「付する」に改め、同条第一号中「有害動物」の下に「若しくは有害植物」を加える。

別表五中「有害動物」の下に「又は有害植物」を加え、

四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)。

五 北緯二十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)。

を

四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)。

五 北緯二十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)。

東諸島を含む)。

島(大東諸島を含む、与論島を除く)。

別表四を別表五とし、別表三を別表四とし、同表の前に次のように加える。

別表三(第三十五条の二、第三十五条の五関係)

地 域	植 物	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
一 北緯二十六度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く)	トマト、パイヤ、ピーマン、ポシカン及びマンゴウの生果実	ミカンコミバエ
二 北緯二十六度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く)	いんげんまめ、トマト、にがうり、ネットメロン、パイヤ、ピーマン及びマンゴウの生果実	ウリミバエ
三 北緯二十八度四十分以南の南西諸島(大東諸島を含む)、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ
四 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	アリモドキノウムシ

五 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)。

別表二を次のように改める。

別表二(第三十五条の二、第三十五条の四関係)

地 域	植 物	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)
一 北緯二十六度以南の南西諸島(大東諸島、宮古群島及び八重山群島を除く)	かぼちや、すいか及びとうがの生果実	ウリミバエ
二 北緯三十度以南の南西諸島(大東諸島を含む)	さつまいも属植物の生葉及び生塊根等の地下部(さつまいもの生塊根であつて第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。)	サツマイモノメイガ
三 北緯二十度十分以南の南西諸島(大東諸島を含む、与論島を除く)	からたち属、きんかん属及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く)	カンキツグリーニング病菌

附 則

この省令は、平成九年八月一日から施行する。

正 誤

ページ段 行 誤 正

平成九年七月二十二日公布農林水産省令第五十三号(植物防疫法施行規則の一部を改正する省令)(原稿誤り)

二下 二二 あつて あつて